

バス・タクシー事業
旅行業経営者様向け

バス・タクシー事業 旅行業経営者様に

緊急提言!

知らなかったでは済まされない!

残業代請求対策

新賃金制度へ移行する具体的方法と 定額残業代について伝授

このような経営者の方々は是非セミナーにご参加ください!

- 残業代を圧倒的に減らす歩合給の適切な使い方を学びたい方
- 残業代を抑制するための定額（固定）残業代に興味がある方
- 歩合給や定額残業代を導入する際の賃金規定について知りたい方
- 賃金制度を変更するための従業員説明会について知りたい方

参加費用
無料!

オンライン

2022年 5月24日(火)

10:00~11:45

Web会議システム「Zoom」

オンライン

2022年 5月26日(木)

10:00~11:45

Web会議システム「Zoom」



・セミナーは、Web会議システム『Zoom』を使用して実施します。ご参加には、パソコン、タブレット、スマートフォンなどの端末と、インターネット環境が必要です。また、全日程とも同一の講義内容になります。

講師

上野俊夫法律事務所

弁護士 上野 俊夫

【講師プロフィール】

群馬県高崎市で生まれ東京都で育つ。
平成14年に司法試験に合格し、前橋市の法律事務所に勤務後、平成20年に館林市で上野俊夫法律事務所を設立。設立以来、使用者側の労働問題を数多く取り扱う。社労士会、市役所、公立病院での研修講師なども務めている。
一橋大学大学院国際企業戦略研究科修了(労働法ゼミ)

【資格】

総合旅行業務取扱管理者(旧一般旅行業務取扱主任者)

【所属】

・群馬弁護士会、館林、太田、桐生、伊勢崎、前橋、高崎、佐野商工会議所

【講演歴】

・館林市役所、太田市役所、羽生市商工会

・群馬県社会保険労務士会 太田支部

・栃木県社会保険労務士会 県南支部 他多数

【メディア】

・読売新聞、毎日新聞、上毛新聞 他多数



労働時間の管理は今後の企業経営において 最重要課題 最新の労働トラブルを知り 残業代請求 の波に備える

法律の改正で、令和2年4月から残業代請求の時効が2年から3年に伸びました。
この影響は間もなく出てきて、バス・タクシー事業者様や旅行者様への残業代請求が激増されることが予想されます。
残業代請求に対抗するためには、できるだけ早く賃金制度を変更するしかありません。
本セミナーでは、賃金制度を変更するための従業員説明会や従業員に配布する文書の具体的な中身、そして残業代抑制に効果がある歩合給、定額残業代制等について、具体的に説明いたします。

セミナーのポイント！

- 01. 残業代を減らすための賃金体系について具体的に伝授！
- 02. 適法とされる定額残業代と違法とされる定額残業代？
- 03. 賃金変更の手続（従業員説明会等）を徹底解説
- 04. 理想的な賃金規定の文言を具体的に説明

当事務所のセミナーが選ばれる理由

- ① 使用者側を手掛けている弁護士が今ある運送業者のトラブルを取り上げます！
- ② 大学院で労働法を専攻した弁護士が責任をもって講師を務めます！
- ③ 実際の紛争を踏まえた具体的な事例を解説します！
- ④ オンライン形式なので気軽に参加できます！

参加費用
無料!

参加特典

今回のセミナーにご参加の方へ特典がございます。

- 01 無料法律相談(初回30分~50分)
- 02 残業代請求リスク無料診断
- ▼さらに、当セミナーを機に顧問契約をお申込みいただいた企業様を対象に
- 03 無料での管理職向け労務管理セミナー
- 04 過去の勉強会、研修のテキストをご提供

セミナーのお申込みはウェブ申込フォーム、またはFAXにて送信ください FAX:0276-56-4735

【パソコン・スマートフォンから】

上野俊夫法律事務所 企業法務



で検索！

QRコード



<https://komon-uenolaw.com/seminar/>

【FAX用お申し込みフォーム】

貴社名		ご担当者様名	フリガナ
ご参加者様名	フリガナ	役職名	
ご住所			
電話番号		FAX番号	
メールアドレス	必須		
参加される日時に✓を付けてください。			
<input type="checkbox"/> 【オンライン】 5月24日(火) 10:00~11:45		<input type="checkbox"/> 【オンライン】 5月26日(木) 10:00~11:45	

お申込み・お問い合わせ先 / 上野俊夫法律事務所

〒374-0024 群馬県館林市本町2-2-14 アドホック館林2F

TEL:0276-56-4736 FAX:0276-56-4735 URL:<https://www.komon-uenolaw.com>

